

資源管理協定の中間検証について

作成年月日：令和8年1月16日

作成者：豊玉町漁協

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	長崎県対馬地区（豊玉町漁業協同組合（網島地区））におけるマダイ、イサキ、クロマグロに関する釣り漁業の資源管理協定		
	対象の水域	長崎県対馬周辺海域		
	対象の資源	マダイ（長崎県資源管理方針別紙2-50）、イサキ（長崎県資源管理方針別紙3-20）、クロマグロ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）		
	対象の漁業	釣り漁業		
	協定の有効期間	令和5年6月30日～令和10年6月29日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	マダイ（長崎県資源管理方針別紙2-50）								
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量14,706トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.1トンであり約0.1%未満を占める								
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	（特定水産資源） 目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量222,000トン 暫定目標管理基準値：1歳から6歳の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量131,000トン							
	協定の取組内容	休漁							
	その他の管理措置								
履行の状況		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-		○	○			
		参加隻数	隻		3	3	3		
		取組内容	日		11	11	3		
		取組実績	日		11	11			
資源状況	水産研究・教育機構の令和7年度マダイの資源評価によると、次のとおりである。 資源量（1歳以上）は、小幅な増減を繰り返しながら、19.4千～23.8千トンの範囲で推移し、2024年は21.3千トンであった。2007年以降のCPUE（島根県大型定置網1日1経営体当たりの漁獲量を規格化したもの）は、短期間の増減を繰り返しているが、2018年までは全体として漸減傾向、以降は漸増傾向となっている。 1986年以降の親魚量は資源量と同様の増減傾向を示し、資源量の63～70%で推移し、2024年は65%（13.8千トン）であった。この水準は、暫定目標管理基準値である1～6歳の最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量を上回っている。また、漁獲圧についてもMSYを維持する水準を下回っているところ。 simple_2025_50.pdf								
取組の評価	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない （外部要因を考慮した取組の改良が必要）								
評価内容	本協定では、釣り漁業について休漁による自主的管理措置を実施している 水産研究・教育機構の令和7年度マダイの資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を上回り、漁獲圧はMSYを維持する水準を下回っていることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続する。								
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。								

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		イサキ（長崎県資源管理方針別紙3-20）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		対象資源の令和5年総漁獲量3,194トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.5トンであり約0.1%未満を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○			(すべて計画どおりに履行)	
	参加隻数	隻	3	3	3			
	取組内容	トン	11	11	11			
	取組実績	トン	11	11				
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね0.15トン～0.86トン前後で推移しており増加傾向である。							
取組の評価	<p>取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない(外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>							
評価内容	<p>本協定の休漁日を定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいずれも適切に履行しており、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の281.2%となり増加傾向であった。</p>							
取組の改良点等	<p>本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。</p>							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		クロマダコ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、クロマダコ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		対象資源の令和5年総漁獲量13,138トンに対し、協定参加者による漁獲量は4.5トンであり約0.1%未満を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。						
	協定の取組内容	休漁・長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○			(すべて計画どおりに履行) ※くろまぐろについては長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正措置の履行を管理日誌等で確認	
	参加隻数	隻	3	3	3			
	取組内容	トン	※	※	※			
	取組実績	トン	※	※				
資源状況	<p>水産研究・教育機構の令和6年度国際水産資源の現状によると、次のとおりである。 まぐろ類で一般的に適用される管理基準値（例えば20%SSB0及び20%SPR）と照らして、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもない。 R06_05S_PBF.pdf</p>							
取組の評価	<p>取組の効果が継続する。効果はあったが改良が必要である。効果は認められず改良が必要である。想定外の外部要因により効果は判定できない(外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>							
評価内容	<p>本協定では、釣り漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 休漁による自主的管理措置と長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行を実施している。 令和5管理年度～令和7管理年度の取組において、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定める長崎県の知事管理漁獲可能量を超過しなかった。また、水産研究・教育機構の令和6年度国際資源の現状によれば、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもないことから当該水産資源の保存及び管理に効果的であり、今後も現在の取り組みを継続することとする。</p>							
取組の改良点等	<p>本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。</p>							

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果が継続する 効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	協定対象の全3種について取り組みの効果が今後とも本取組を継続することとした。 ※各魚種の評価結果を羅列 マダイ（長崎県資源管理方針別紙2-50）効果あり イサキ（長崎県資源管理方針別紙3-20）効果あり クロマグロ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）効果あり クロマグロ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）効果あり

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日： 令和8年 3月 26日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	本協定の対象資源については、資源評価、漁獲枠超過の有無、CPUEによる検証が行われており 検証方法は、協定に定める資源管理の方向性に沿った内容である。 検証の結果、協定対象の全ての魚種で効果が認められたことから 本協定に基づく資源管理措置には一定の効果が今後とも継続すること判定する。